



町府民税の申告時期です

税の申告は正しくお早めに

平成24年分の町府民税申告の受け付けが始まります。

皆さんから納めていただく町税は、豊能町にとって最も大きな財源であり、公共施設の整備、ごみの処理、教育や福祉の充実など身近な生活を支えています。

町税はまちづくりの原動力です。

皆さんのご理解ご協力をお願いします。

▼受付日時 2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜は除く)

午前9時30分～11時 午後1時～4時

▼受付場所 豊能町役場一階税務課または吉川支所

●申告が必要な人

平成25年1月1日現在、本町に住所のある人で、次のいずれかに該当する人

① 商業、工業、農業、医業などの事業を営んでいる人

② 家賃、地代、利子、配当などの所得のある人

③ 大工、左官、手伝職、パート、アルバイトなどで日給月給の人

④ 生命保険や商品販売などの外交員で報酬のある人

⑤ 所得が給与のみで、年末調整をしていない人(申告の際は源泉徴収票を添付してください)

⑥ 給与以外に所得がある人および二力所以上から給与を受けている人

⑦ 平成24年中に退職した人

⑧ 恩給や年金を受けている人

⑨ 雑損控除や医療費控除を受けようとする人

⑩ 生命保険などの満期・解約の払い戻しを受けた人

⑪ 勤務先から豊能町に給与支払報告書の提出がない人

⑫ 所得のなかった人で、他の所得者の扶養親族になっていない人

⑬ 平成25年1月1日現在、豊能町に居住していないが、町内に事務所、事業所または別荘などを所有している人

●申告が不要な人

① 平成24年分所得税の確定申告書を税務署へ提出された人

② 一力所だけの給与所得で勤務先から豊能町に給与支払報告書の提出があった人

●申告書の提出

町府民税の申告書に前年中(平成24年1月1日～12月31日)の収入や控除などを記載し、所得が計算できる収入明細や帳簿、健康保険料や生命保険料の証明書など必要書類を添えて、税務課(または吉川支所)へ提出してください。

申告書が必要な方は、税務課までご連絡ください。

※ 申告が必要な人が申告書を提出しなかった場合は、所得の内容照会や実態調査を行うことになり、お手をかけることとなります。

また、各種手当の申請に必要な各種税務証明書の発行もできません

のでご注意ください。

公的年金収入400万円以下の方は、確定申告が不要になる場合があります。

1年間(1月1日～12月31日)の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書を提出する必要がなくなりました。(平成23年分以後の所得税について適用されません)

ただし、次の点にご注意ください。
※ 複数の公的年金等を受給している方は、合計収入金額が400万円以下かどうかで判断してください。

※ 医療費控除や生命保険料控除等を追加するなどして、所得税の還付を受けようとする場合は確定申告が必要です。この場合は、公的年金等以外の所得金額が20万円以下でも、その所得金額を含めて申告をする必要があります。

※ 所得税の還付が無い場合でも、医療費控除や生命保険料控除等追加の控除がある方は町府民税の申告が必要となります。申告が無いことにより、次年度の町府民税額に影響が出る場合があります。

▼問合せ 税務課 ☎739-3417

※ 所得税については、国税庁ホームページ等をご覧ください。

税務署からのお知らせ

平成24年分

所得税・消費税の申告会場のご案内

確定申告は正しくお早めに

確定申告の相談および受付は、2月18日(月)から3月15日(金)(土・日は除く)までです。還付申告については、2月17日以前でも行えます。(土・日・祝日は除く)

なお、豊能税務署(池田市)では、2月24日(日)・3月3日(日)に限り、確定申告の相談および受付を行います。

期間間近になりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」などをご利用いただき、ご自分で作成し、できるだけお早めに提出してください。

●豊能町確定申告相談会場

▼場 所 二ユーベルホール

▼日 時 2月19日(火)～22日(金)

▼受付時間 午前10時～11時30分

午後1時～3時30分

※ 土地・建物・株式等の譲渡所得や贈与税および住宅借入金等特別控除の相談は行っておりません。また、混雑の状況により、早めに受付を終了することがあります。

※ 本年は豊能町商工会での相談受付は行いません。



▼納期限

申告所得税・贈与税 3月15日(金)
消費税および地方消費税4月1日(月)
納税は「振替納税」が便利です。ぜひご利用ください。

生命保険料控除が改正されました

生命保険料控除が改正され、次の①から③までによる各保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。

- ①平成24年1月1日以後に締結した保険契約などについては、従来の一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に加え、介護医療保険料控除が新設され、いずれも保険料控除の適用限度額が4万円になります。
- ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約などについては、従来の一般生命保険料控除と個人年金保険料控除(いずれも適用限度額5万円)が適用されます。
- ③新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合については、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の適用限度額がいずれも4万円になります。

詳しい計算方法などについては、豊能税務署 個人課税部門に問い合わせください。

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存の対象者が拡大されます

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が、

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

▼送付先・問合せ

〒563-8688
池田市城南2-1-8
豊能税務署 個人課税部門
☎751-2441(代表)
自動音声によりご案内しています。

国民年金保険料のお支払いは口座振替等がお得です

国民年金保険料を口座振替で納めると、納付方法によっては納付書を使わずに納めるよりも保険料が割引になります。割引の適用される振替方法は下表のとおりです。

※割引額は割引欄の①から順に大きくなります。

なお、クレジットカード納付についても割引が適用される場合があります。割引は、6カ月前納・1年前納の納付書の割引額と同様です(早割はご利用できません)。納付方法については、毎月納付・6カ月前納・1年前納等があり、被保険者ご自身から事前に年金事務所へ申込用紙をご提出いただき、以後、継続的にクレジットカード会社から日本年金機構に立替納付を行います。(窓口でクレジットカードを提

示し、直接納付いただく方法ではありません)

納付方法		納付期限または振替日	割引
毎月納付	納付書	納付期限：翌月末	×
	口座振替	振替日：翌月末	
早割	口座振替	振替日：当月末	①
	納付書	納付期限：4月末・10月末	②
6ヶ月前納	納付書	納付期限：4月末・10月末	③
	口座振替	振替日：4月末・10月末	④
1年前納	納付書	納付期限：4月末	⑤
	口座振替	振替日：4月末	

▼申込み 豊中年金事務所・口座をお持ちの金融機関

▼持参物 年金手帳、通帳、金融機関届出印

▼申込み期限 1年前納および6カ月前納(4月～9月分)は2月末までに、6カ月前納(10月～翌年3月分)は8月末までに、お早めにお申し込みください。

また、保険料の一部免除(一部納付)の承認を受けている方は、「毎月納付(納付書)」のみのご利用となります。

▼問合せ 豊中年金事務所

健康保険課
☎06-6848-6831
☎739-3422

ポイ捨てできないな心も捨てていませんか

空き缶、ペットボトル、タバコの吸い殻、犬の糞などのポイ捨てできないな街が泣いています。各家庭に持ち帰るなどしてマナーを守り、常にきれいな街を目指しましょう。

▼問合せ 環境課 ☎736-1190

2月は大阪府生活排水対策推進月間

大阪府では、2月を「生活排水対策推進月間」と定めています。生活排水は、できるだけきれいな状態で流すようご協力をお願いします。

※大阪府生活排水対策に関するホームページ
<http://www.prefu.osaka.jp/kankyohozen/sei-hai/>

▼問合せ 環境課 ☎736-1190

	今年(注)	昨年	対前年度比	
可燃ごみ	367.73	399.83	-8.0%	
粗大ごみ	12.50	7.77	60.9%	
不燃ごみ	20.95	17.22	21.7%	
	蛍光灯	0.47	0.37	-
	乾電池	0.41	0.43	-
空きビン	14.55	14.74	-1.3%	
空きカン	5.33	5.24	-1.7%	
紙類等	64.24	72.86	-11.8%	
容器プラ*	19.53	20.55	-5.0%	
ペットボトル	2.29	2.48	-7.7%	
植木剪定くず	11.23	9.06	24.0%	
食用廃油	0.63	0.45	-	
計	518.98	550.20	-5.7%	

※蛍光灯および乾電池は不燃ごみの内数
※容器プラ…容器包装プラスチック類
(注)速報値のため数値が変わることがあります。